

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿児島市長 下鶴 隆央

市町村名 (市町村コード)	鹿児島市 (46201)	
地域名 (地域内農業集落名)	宮之浦 (倉谷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・本地域は、水田地帯で主に水稻・WCS用稲等の生産が行われている。
- ・基盤整備が進んでおらず、耕作放棄地が比較的多くみられる。
- ・イノシシ等による鳥獣被害が多い。
- ・借主の高齢化により耕作の維持が困難である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻やWCS用稲の栽培を引き続き行う。
- ・規模拡大意向のある畜産農家によるWCS生産を推進し、農地の保全と併せて、収穫後の稲わらの活用など耕畜連携に取り組む。
- ・電気柵の設置や猟友会との連携による鳥獣被害対策を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.61 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.61 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地のうち、復旧困難な農地(山林化等)以外の農地を区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者及び規模拡大希望の生産者の農地周辺に集積化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地バンクへの貸し出し意向があった場合、農地バンクによる集積を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状では取り組む予定はないが、可能性を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外にかかわらず、農業者を受け入れることに加えて、営農指導等による育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
普通期水稻での吉田地区稲作研究会による航空防除の利用拡大を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①補助事業等の活用により電気柵の導入を進めつつ、適正な使用を行うことで、鳥獣被害を防止する。
 ②⑨収穫後の稲わらを畜産で利用し、堆肥を水田に施用する耕畜連携の推進を図る。
 ③スマート農業の技術について情報を収集し、導入が現実的なものを検討する。
 ⑦市道、農道等の鳥獣や災害による被害へ迅速に対応するため、関係機関と連携を図る。